

TOPICS(トピックス) (10)

スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組

スポーツ庁では、東京2020大会を契機として共生社会を実現するため、障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくりを進めている。

スポーツ庁では、2016年度から2021年度までパラリンピック教育を推進する「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」を実施してきた。事業は主に2つあり、①学校現場でのパラリンピック教育の取組を促進するために、パラリンピアンやパラアスリートなどを学校に派遣し、自身の体験やエピソードに関する講演やパラ競技体験などを児童生徒と共に実践したり、②多くの児童生徒にパラ競技への興味関心を高めてもらうため、競技会場にてパラ競技を実際に観戦し事前事後に選手や競技に関する学習をしたりと、様々な活動を通じてパラリンピック教育を推進した。今後についても、学校の体育授業にアスリートを派遣し授業を充実させるとともに、パラ競技への興味関心を高め、共生社会への理解促進をより一層進めていく。

また、各地においても、県民パラスポーツ大会や、学校区、大学、企業対抗など様々なレベルでのパラスポーツの体験会・交流会が実施されるなど、これらの取組は更に広がりを見せている。

文部科学省では、東京2020大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、第3期スポーツ基本計画の方向性も踏まえ、障害者スポーツ振興方策に関する検討チームを設置し、基本的な考え方・方向性、具体的な方策を取りまとめた。今後、障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等と協働・連携の下、より多くの方に障害者スポーツの魅力伝えていくとともに、スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループを設置し、専門的見地から、障害者スポーツの普及振興の拠点となる障害者スポーツセンターの在り方等について検討を進めていく。

障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム 報告書概要（高橋プラン）

検討の背景

東京2020パラリンピック競技大会は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を認識させる契機となった。東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、2030年冬季パラリンピックの札幌招致の動き等も踏まえ、障害者スポーツ振興方策を総合的に検討することを目的として、高橋文部科学大臣政務官を座長とする「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に令和4年6月設置。

（検討体制）

座長：高橋文部科学大臣政務官 事務局長：スポーツ庁審議官

構成員：スポーツ庁政策課長、政策企画調整室長、健康スポーツ課長、健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長、競技スポーツ課長、初等中等教育局特別支援教育課長

基本的な考え方・方向性

- ◆ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進。
- ◆ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む。
- ◆ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要。
- ◆ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務。

具体的な方策

（1）障害者スポーツの普及

- **都道府県等による障害者スポーツセンターの整備を促す。**
（障害者スポーツセンターの在るべき機能等について、別途スポーツ審議会等において検討）
- 障害の有無、重度障害等障害の程度に関わらず、場にとられないスポーツの推進やDX等の活用も含め、ともにスポーツを楽しむ機会を持続的に創出できる体制の構築を促進。

（2）パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化

- パラリンピック競技のコーチ・スタッフ配置に係る支援の充実を図るとともに、国際競技大会派遣への支援を拡大。
- **クラス分けセンターの整備に向けた取組を加速。**
- 地方公共団体のアスリート発掘の取組、医・科学サポート体制の整備を支援し、地域におけるパラアスリートの発掘・育成環境を構築。

（3）障害者スポーツ団体

- **オリ・パラ競技団体又は障害者スポーツ団体間の統合も視野に入れた連携環境の整備。**
- 障害者スポーツを通じた社会課題の解決に取り組む**民間企業と障害者スポーツ団体の連携・協働関係の構築を促進。**
- 都道府県体育・スポーツ協会と都道府県障害者スポーツ協会との連携を推進。

（4）地域における障害者スポーツの推進体制

- **都道府県等におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備**を計画的に推進。

（5）その他

- 特別支援学校等の運動部活動の円滑な地域移行、生徒のスポーツ参画促進のための大会整備等。

資料：文部科学省